

# 令和元年度違反建築防止週間実施要領

松江市

## 第1 目的

本週間は、建築基準法の目的・内容について広く市民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続きの徹底を図るための取組みを実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

## 第2 期間

令和元年 10月 15日(火)から 10月 21日(月)まで

## 第3 実施区域

松江市全域

## 第4 重点事項

- 1 完了検査の徹底のための啓発、完了検査申請の督促及び完了検査未申請建物の指導
- 2 確認申請手続きが行われていない増築や用途変更のある建築物への指導及びパトロール
- 3 適切な工事監理を促進するための啓発、指導及びパトロール
- 4 建築物の避難や防火に関する設備等の維持保全を促進するための啓発及びパトロール  
(消防部局との連携による)
- 5 建築物に附属する塀について基準に適合しないブロック塀の所有者等への注意喚起及び危険と思われるブロック塀の改善指導

## 第5 実施内容

1. 完了検査申請の実施のための啓発、完了検査申請の督促、建築物の安全性向上、建築士による工事監理制度の目的の周知
2. 違反建築に対するパトロールの実施について